

令和8年度 市県民税申告書の書き方

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間分の総収入額等について記入してください。

(5)

②7 雜捐控除

④ 給付金額
あなたやあなたと生計を一にする親族が所有する住宅・家財等の資産が災害や盗難等の被害を受けた場合に記入します。

②8 医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額を超えた場合に記入します。

※「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、添付してください。

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方の選択適用となります。

※領収書の添付は不要です。自宅で5年間保管してください。

※セルフメディケーション税制を選択する場合は、(7)の「区分」欄に「1」と記入してください。

「正方」偏袒「行」也融入了这个规定里。

(6)

給与・公的年金等にかかる所得以外の所得がある方は「給与から差し引き（特別徴収）」または「自分で納付（普通徴収）」のどちらかにチェックしてください。チェックがない場合、給与所得がある方は、原則、特別徴収になります。

特
特

注記欄には、対象者の氏名等を記入します。

16 歳未満の親族
合計所得金額 58 万円以下の親族（事業専従者を除く）がいる場合は、扶養者の氏名等を記入します。

(7) 収入金額等
年間で得た収入の総額を項目ごとに計算し、該当欄へ記入します。

2 所得金額
収入から必要経費等を引いた後の金額を該当欄へ記入します。

4 所得から差し引かれる金額
扶養控除の合算をまとめて記入します。

～令和7年中に収入がなかった人の書き方～

【手順1】

(7)の所得金額の合計欄に「〇」を記入します。

〔手順3〕
(8)の1～3に該当する項目を記入します。
『非課税収入の例』
障害年金 遺族年金、損害賠償金
生活保護 審議料 当せん金

【手順4】
扶養している
方がいる場合
は、(4)の該
当する欄に記
入します

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

6 給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)		
月	日	給
1		勤務日数
2		月
3		収
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円
11		円
12		円
賃与等 合計		
法人番号又は地 勤務先名		電話番号

7 事業・不動産所得に関する事項		
所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額 円
配当所得	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	必要経費 円
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額 円
種目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	必要経費 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項		
総合譲渡	短期	収入金額 円
長期		(13)
一時		
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面の中のハの金額を表面のシに記入してください。 右下のイの金額を表面の印の原稿金額欄へ記入してください。		
二 合計 イ + [(ロ+ハ) × 1/2]		

11 事業専從者に関する事項		
1 氏名	統柄	生年 明大 月日 半平
2 氏名	統柄	生年 明大 月日 半平
3 氏名	統柄	生年 明大 月日 半平
支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。認定特許非営利活動法人及び特例認定特許非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。 ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人にも記入が必要です。		
13 寄附金に関する事項		
1 都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	2 例 長野県 指定分 安曇野市	3 合計額

12 別居の扶養親族等に関する事項		
1 氏名	住所	国外居住 □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
2 氏名	住所	国外居住 □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
3 氏名	住所	国外居住 □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払

14 事業税に関する事項		
非課税所得など	所得金額 円	(17)
損益算定の特例適用前 不動産所得	損失額、被災損失額(百円)	
事業用資産の譲渡損失額	損失額、被災損失額(百円)	
前年中の開(廃)業開始・廃止	月日	
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

15 所得金額調整控除に関する事項		
1 氏名	統柄	生年 明大 月日 半平 (18)
2 氏名	統柄	特別障害者に該当する場合
3 氏名	統柄	級度の住所

●申告に必要なもの

対象項目	必要書類		
申告者全員	マイナンバーカード(もしくはマイナンバーが確認できる書類と身元確認書類)	コピー添付	
給与・公的年金等所得	源泉徴収票	不要	
事業(農業、営業)所得 不動産所得	収支内訳書	原本添付	
一時所得・雑所得	収入及び経費が分かる書類	不要	
総合譲渡所得	収入及び経費が分かる書類 譲渡所得の内訳書	原本添付	
社会保険料控除	社会保険料控除証明書、社会保険料の領収書	原本添付	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書	原本添付	
医療費控除	医療費控除の明細書 セルフメディケーション税制の明細書 おむつ使用証明書	原本添付	
生命保険料控除 地震保険料控除	支払保険料の控除証明書	原本添付	
障害者控除	障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書	コピー添付	
寄付金控除	寄附金の受領書など	原本添付	

※扶養親族が国外に住んでいる場合は、和訳された必要書類(市HPに掲載)を添付して下さい。

均等割・所得割の課税判定

※合計所得金額：純損失、雑損失の繰越控除前の総所得金額等の額
総所得金額等：純損失、雑損失の繰越控除後の各所得金額の合計額

扶養人数	なし	1人	2人	3人	4人
均等割 合計所得金額	38万円	82.8万円	110.8万円	138.8万円	166.8万円
所得割 総所得金額等	45万円	112万円	147万円	182万円	217万円

次の①、②に該当する場合は、市県民税が非課税になります。

①合計所得金額が135万円以下で、障害者・ひとり親又は寡婦・婚姻歴のない未成年のいずれかに該当する人

②生活保護法によって生活扶助を受けている人

(9)

6 給与所得の内訳

給与所得がある方で、源泉徴収票のない給与がある場合に記入します。

(10)

7 事業・不動産所得に関する事項

事業所得・不動産所得の収入等の内訳を記入します。
※別途、収支内訳書を作成し添付してください。

(11)

8 配当所得に関する事項

配当金計算書などを基に配当所得の内訳を記入します。
※令和6年度より所得税と住民税で課税方式を一致させねばならなくなりました。そのため、住民税の申告不要制度は選択できなくなりました。

(12)

9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

公的年金以外の雑所得の内訳を記入します。
※公的年金以外で原稿料などの副収入による所得は「業務に係る雑所得」、それ以外の個人年金などは「その他雑所得」に該当します。

(13)

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡所得・一時所得の内訳を記入します。

(14)

11 事業専從者に関する事項

事業所得がある方で、専從者控除を受ける場合に専從者の氏名等を記入します。
※事業専從者になっている方を配偶者(特別)控除及び扶養控除の対象者とすることはできません。

(15)

13 寄附金に関する事項

対象団体等に寄附を行った場合に、寄附した金額を記入します。
※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方も、記入が必要です。

(16)

12 別居の扶養親族等に関する事項

扶養控除の対象者で被扶養者と別居している場合に、その被扶養者の氏名及び住所を記入します。
被扶養者が国外に居住している場合は、該当する事由にチェックします。

(17)

14 事業税に関する事項

該当する場合は、記入します。
詳細は中信県税事務所(TEL40-1905)へお問い合わせください。

(18)

15 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除の適用となる場合で、表面(4)の対象者とならない特別障害者または23歳未満の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名等を記入します。

申告会場は、大変混雑します。

郵送または投函箱への申告書提出にご協力を
お願いします。

投函箱は、税務課及び各支所に設置しています。

お問い合わせ先・郵送先
〒399-8281
安曇野市豊科6000
安曇野市役所
税務課 市民税担当
TEL: 71-2000(代)